

男女共同参画推進連携会議
有識者議員、団体推薦議員 各位

平素よりお世話になっております。
内閣府男女共同参画局の谷口と申します。

男女共同参画社会の形成の促進につきまして、日ごろより御協力をいただき
厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、当局において以下のような
取組みを行っております。
先日より連携会議議員の皆様にはご関係者様への周知に御協力いただき、
誠にありがとうございます。

今回は、当局が行っている取組みを改めてお知らせするとともに、
本日初めてお知らせする、特別定額給付金に関するDVで避難されている
方の支援について、事前申出期間が4月24日～4月30日と短くなって
おりますので、短期集中での広報に特に御協力をお願いしたいと存じます。

随時、男女共同参画局公式F a c e b o o kでも情報を発信いたしますので、
そちらも是非、御活用ください。⇒

<https://www.facebook.com/danjokyodosankaku/> (公式F a c e b o o k ページ)

=====

【新型コロナ感染症対策関連情報ウェブページ】

内閣府男女共同参画局では、新型コロナウイルス感染症について、男女共同参画やDV対策の観点から取組を進めており、関連情報を掲載したウェブページを作成しております。

詳細はこちらをご覧ください。⇒

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/sp_index.html

【DV相談+（プラス）の開始】

また、外出自粛や休業などにより、DVの増加・深刻化が懸念されることから、4月20日（月）に従来の「DV相談ナビ」に加え、「DV相談+（プラス）」を開始しています。

○ DV相談+（プラス）の概要

・電話（9時～21時）：0120—279—889（つなぐ・はやく）（4/29（水）

から24時間対応）

・メールでの相談：<https://form.soudanplus.jp/mail>

・SNSでの相談：<https://form.soudanplus.jp/ja>

（※メール・SNSは、5/1（金）から10か国語程度対応）

○ DV相談ナビもあります。0570—0—55210（ここにでんわ）

詳細はこちらをご覧ください。

⇒ http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html（男女共同参画局HP）

または <https://soudanplus.jp/>（DV相談+（プラス）HP）

【特別定額給付金に関する支援（DVで避難されている方向け）】

今回の特別定額給付金（一人10万円）に関して、DVで避難している方への支援があります。

DVで避難している方は、お住いの市区町村への事前申出により、給付を受けられます。

申出期間は令和2年4月24日（金）から4月30日（木）までです。

詳細はこちらをご覧ください。

⇒ http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/pdf/20200422_3.pdf

(特別定額給付金に関するお知らせ)

【内閣府男女共同参画局HPへのリンクについて】

当ホームページへのリンクは、自由です。ただし、以下の点にご留意下さい。
なお、リンク設定を行った場合には、男女共同参画局総務課（広報担当）
（gequality-kouhou@cao.go.jp）まで、リンクを設定したホームページの
URL 等をお知らせ下さい。

- (1) 男女共同参画局ホームページへのリンクであることを明記して下さい。
- (2) 男女共同参画局ホームページが他のホームページ中に組み込まれるような
リンクの設定はせず、必ず新しいウインドウが開かれるような設定でリンクし
て
ください。

=====

本件について、お問い合わせがございました場合は、下記まで
ご連絡いただければと思います。

以上、大変長くなりましたが、何卒宜しくお願い申し上げます。

【本件問合せ先】

(全般的なお問合せ)

内閣府男女共同参画局総務課総括担当

伊藤、宮本、鈴木、木下

直通：03-6257-1354

(女性に対する暴力に関するお問合せ)

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室

中山、半沢、角、藤江、福井

直通：03-6257-1361